

近世初期における日向国宮崎郡の「門」

— 延岡藩領宮崎郡細江村を対象に —

The Kado in Miyazaki-gun, Hyuga Province in the Early Modern Period

大賀 郁夫

キーワード 門 浮免 家父長制的経営 延岡藩領白杵郡

飢肥藩領那珂郡 耕地入り組み

中世以来南九州に広く普遍的に存在した門は、家父長制的構造を持つ農民の存在形態であり、領主による貢租徴収単位であった。

近世期の門に関しては、薩摩藩を中心に数多くの研究成果があるが、日向諸藩の門についての研究は、史料的制約もあり地域的偏りがあるのが現状である。特に近世初期の門に関する史料は乏しく、延岡藩領白杵郡高千穂郷や飢肥藩那珂郡の門の研究があるのみである。本稿では、近年宮崎郡細江村で確認された慶長期の検地帳の分析を行い、近世初期の宮崎郡の門について明らかにした。

第一章では延岡・飢肥両藩の慶長期の史料から、白杵郡高千穂郷では門単位で完結していた耕地名請けが、門を超えて入り組みが始まりかけていたこと、那珂郡では相当の入り組みが盛んであったことを明らかにした。また第二章では宮崎郡の門について、慶長期の時点ですでに門単位で完結する経営体としての姿を喪失しており、広範な耕地の入り組みをみせる行政村としての性格が強くなっていったこと、これ以降万治内検を機に圖帳が作成されて新たな土地制度が導入されていくことなどを明らかにした。

目次

はじめに

一 近世初期における日向の門

(一) 延岡藩領白杵郡高千穂郷の門

(二) 飢肥藩那珂郡の門

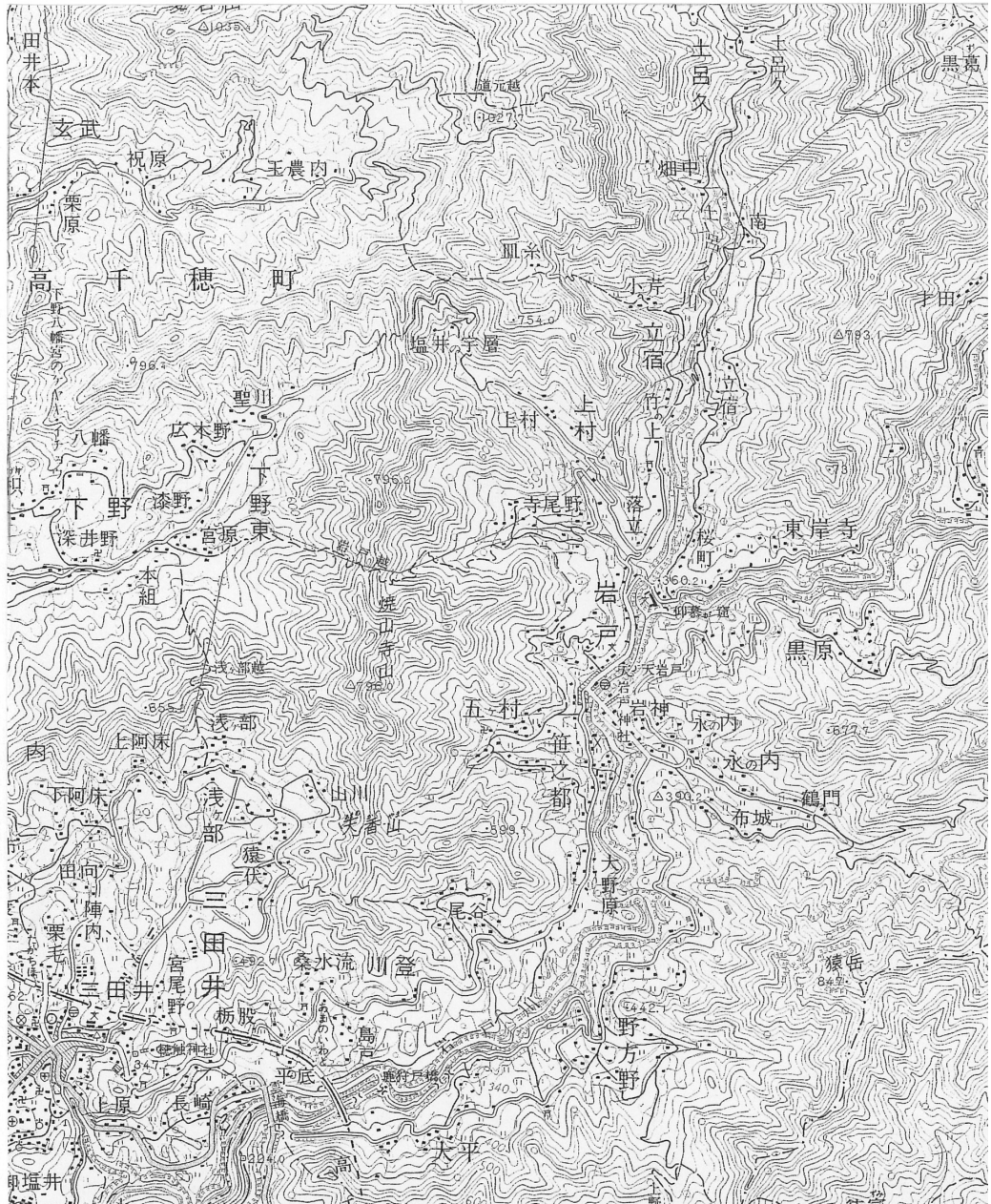
二 宮崎郡細江村の門

(一) 門の記載方法

(二) 門の名請状況

(三) 浮免の記載方法

むすびにかえて



白杵郡高千穂郷岩戸村
(現西白杵郡高千穂町岩戸)

はじめに

中世以降、南九州地域において、経営と支配の単位として「門」が広く普遍的に存在したことは周知の通りである。平安末期から鎌倉期には、農民は在家・藪という形で把握されていた。在家と藪は、農民の住屋とそれに付属する菜園などを含む単位であり、領主は在家という住家と水田を別々に把握したが、南北朝期の前後から在家・藪に水田が付けられ、これを一括した単位として把握するようになる。それがさらに発達した形態を「門」とよんでいる。^①

こうして成立した門は、近世に入り幕藩領主のもとでどのように変化していくのだろうか。門自体は薩摩藩をはじめとして、日向国ではその支藩である佐土原藩のほか飫肥藩・高鍋藩・延岡藩でも確認できるが、その門を藩権力がどのように編成したかは藩によって大きく異なる。例えば薩摩藩のように、門を擬制的家父長制複合家族経営として組織し、割替制と均分制を特色とする「門割制度」を確立した藩もあるが、延岡藩では元禄期頃までには山間部の高千穂郷でも門は行政的 성격の強い「組」に編成されている。^③

近世期における日向諸藩の門に関する研究は、戦前の日高次吉^④以降漸次進められてきたが、残存史料の関係から地域的な偏りがあるのは否めない。日高氏をはじめ石川恒太郎^⑤・高倉又二^⑥・末永和孝^⑦・桑波田興^⑧各氏らによる佐土原藩、末永・桑波田氏による飫肥藩、高島緑雄^⑩・二宮哲雄氏^⑪らによる延岡藩などの門に関する研究成果がみられる。

近世初期の門については、地域的にみると臼杵郡高千穂郷と那珂郡に限定されているのが現状である。それが今回、宮崎郡にお

いても慶長期のものと思われる検地帳が確認された。宮崎郡細江地区に伝わる「(仮)細江村検地帳」である。保存状態は必ずしも良好とはいえず、表紙・奥書も無く、特に後半部分は順不同のため前後が繋がらない。「田畠合計」の記載から門は少なくとも一二あったと考えられるが、門名が確認できるのは一〇門分である。そのうち田畠ともに復元できるのは四門しかない。乏しい史料状況であるため、どこまで近世初期における宮崎郡の門の状態を表しているかは心許ないが、史料紹介をも兼ねて、宮崎郡の門の分析を行いたい。

一 近世初期における日向の門

ここでは特に、飫肥・延岡両藩における近世初期の門についてその実相を整理しておきたい。

(一) 延岡藩領臼杵郡高千穂郷の門

天正十五(一五八七)年から慶長十八(一六一三)年まで延岡領主であった高橋元種は慶長十四年に領内検地を実施したが、当時の検地帳が高千穂郷岩戸村や七折村など山間部に数点現存している。このうち岩戸村に残る「岩戸竿帳」によると、岩戸村は田畠総反別一七五町八畝三步のうち田方は二町四反九畝二三歩(一・四三%)にすぎず、畠方が一七二町五反八畝一〇歩(九八・五七%)を占め、しかも畠方のうち山畠・切野が九七町四反二畝一九歩(五五・六五%)に上り、六四の門から構成されていたことがわかる。^⑬ 宮地門を例に具体的な記載例を示そう。

の所在を表す呼称にすぎないという見方もある。¹⁵⁾このほか「上かわち門」と「下かわち門」も同じ関係にあると考えられる。こうした例は一部にすぎず、門の地名化が一般化しているわけではないが、出作地のような開発地が門として掌握されているのは、慶長期には耕地の開発などにより門内部で傍系・従属百姓の自立化が始まりつつあったことを示しているとみることが出来る。

岩戸村の門のこうした様相に対して、同郷の五カ所村ではそれ以前の段階かと思われる状況にあった。同村では独立した八つの小集落が門として把握され、門ごとに村役人である弁指が置かれている。各門の名請地は門ごとに完結しており、耕地の門相互間の入り組みはなく、五カ所村に賦課された年貢はこの門単位で貢納された。¹⁶⁾

さて、慶長期以降、岩戸村や五カ所村はどのような変遷を辿るであろうか。一七世紀中葉は領内で新地開発が推進され、万治末年までにはこうした新地把握のために大規模な内検が強行され、城附臼杵郡では平均約六一・四%、高千穂郷でも約一五・三%の増高をみている。¹⁷⁾高千穂郷でも山畠や切野を主な対象とした新地開発が進められ、年貢収奪の整備・強化が図られていく。岩戸村では慶安期から元禄期頃には質入れや売買による門地の錯綜化が深刻化しており、元禄五年「岩戸村検地帳」では村内の六六門は指尾・長野内・土路久・馬背野の四組に編成されている。門地の名請け状況をみると全体として名請人数が増大し、慶長期の「竿帳」にみられた屋敷のみの保有者や無高に近い者などはほとんどみられない。¹⁸⁾

五カ所村でも、慶安期には貢租賦課の単位は門ではなくなり、元禄検地では門相互間の耕地の入り組みが激しくなったため、五カ所村は上下二組に再編されることになる。¹⁹⁾

以上のように、慶長期の臼杵郡高千穂郷では、各門の名請地は一門単位で集計されていることから、門がひとつの経営体として把握されていたと考えられる。門内には他を圧倒する名請地を保有する者がいる一方で、屋敷地を持たず零細な名請地のみの方がいるなど大幅な格差がみられ、門によって名請人の自立度はさまざまであった。すなわち慶長期高千穂郷の門は、単体もしくは複合体の家父長制的経営と、それに何らかの形で従属関係にある者たちから構成されるものであったといえよう。²⁰⁾ただし、岩戸村の西門のような出作地の様相を示す門もあり、そこに従属者たちの自立の萌芽を確認できる。その後新地開発により門地の錯綜化から、門は経営単位ではなくひとつの行政単位としての性格を濃くしていく。まさに近世中期の臼杵郡平野部や盆地部の門のように、行政村化していくのである。

(二) 飢肥藩領那珂郡の門

ここでは末永論文をもとに、慶長期の飢肥藩の門についてみてみたい。とりあげる史料は慶長十年「日向国那珂郡之内飢肥潟上村御検地帳」²¹⁾である。潟上村は現在の日南市南郷町潟上で、飢肥藩の南端に位置し、南は薩摩藩と高鍋藩領飛地福島と藩境を接している。²²⁾東は外浦港に面し、村内を貫流する潟上川流域に西から東へ大嶺(大牟礼)・篠ノ窪・秋山・口ケ野・大迫・別府・波平瀬など

宮地門田地			
市ノ原 村山丹波給	六間	竿引平四郎	
一下々田	七間	平四郎作	
同所下ノヨリ 御蔵入	八間		
一下々田	七間	同人作	
同門屋敷畠地			
前平 村山丹波給	三十老間		
一下畠	六十二間	平四郎様	
右同給	十一間		
一屋敷	十九間	めくら	
家ノ上 右同給	六畝廿九歩		
一山畠	壹畝	めくら	
右同給			
一屋敷	六間	百姓下	
	十間	平四郎	
(中 略)			
下々田參畝八歩			
上畠壹段六畝拾三歩			

下畠六段四畝式歩

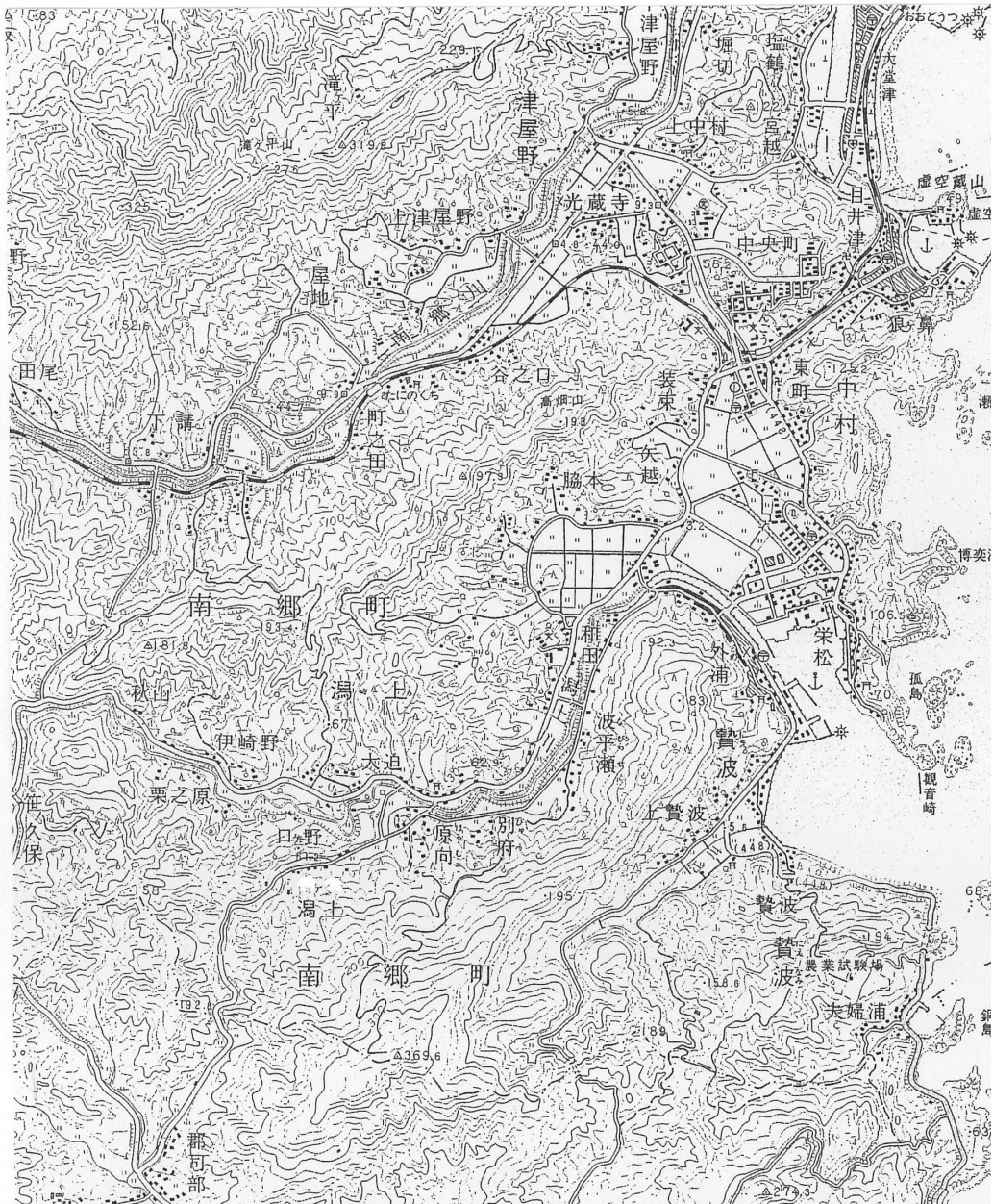
切野式段八畝

合畠數參町壹段八畝十九歩

田畠合三町式段壹畝廿七歩

門ごとに、田地・畠地別に検地帳記載形式で一筆ごとの耕地の所在(字)、蔵入地・給地の別、等級、縦横間数、面積とその名請人名が記載され、門単位で田畠別・等級別に集計されていることから、門がひとつの経営体として把握されていたと考えられる。また名請人には「御鉄炮衆」や「百姓上々」「名子上」「被官」などの身分表記がみられ、特に「名子」「かしけ」が約五割を占める。門の耕地面積は無原則的に不均等に分散し、概して耕地面積が大きな門ほど名請人数が多くなる。一門を一人で名請けしているのは六四門中八門で、概して一町歩以下の小門が多い。残りは複数人で名請けしているが、一町歩以上を名請けしている者がいる一方で、屋敷を保有しない無高ないしはそれに近い者がいたり、全員が五反歩以上をそれぞれ名請けしている場合があるなどそれぞれである。これは従属度が高い段階から次第に自立しつつある過程を示すものと考えられるが、慶長期の岩戸村においては、「名子」など従属する者たちの自立は未だ途上にあつたと思われる。

ところで、「西門」の名請人をみると後家を除きすべて「下岩戸門」の居住人であり、しかも耕地の大部分を給人の又左衛門が占めており、給人の被官たちも小規模ながら畠地を名請けすること、「西門」では後家以外は屋敷を持たないことなどから、「西門」は農民の経営単位として把握される門ではなく、「西」に存在する耕地



那珂郡湯上村
(現日南市南郷町湯上)

の集落が点在する。総高一〇一四石余のうち門数が二一で五五六石余(五四・八%)、屋敷数一八で五九石余(三三・四%)である。田方は全耕地面積の七六・〇%、全村高の九一・三%を占める水田地帯である。

このうち大牟礼門を例に、慶長期の那珂郡の門がどのような状況にあったのかをみてみよう。まずその記載例を示す。

山下	作喜右衛門
上々田式段三畝	大牟礼門
すけのわき	作善助
中田壹段九畝廿歩	同門
中嶋	作喜右衛門
上畠九畝	大牟礼門
桑四本	同
漆柿	同
堂免道溝越	作源兵衛
上々田式段式畝	同
(中略)	
本浮屋敷	作金右衛門
中畠七畝	篠之窪
桑柿	同
山ノ口四所合川越	作十右衛門
下畠九畝	井崎野門
坂之下	作喜右衛門

下畠三畝 六升 大牟礼門
坂之下 作弥七

上田七畝拾五歩 大牟礼門

門・屋敷など所属ごと、作人ごと、また田畠別に記載されているわけではなく、一筆ごとに所在・作人名・田畠反別・石高・所属が記載され、所属は門・屋敷・浮免・寺社領その他に分けられる。門と屋敷についてはともに格差が著しく均等性はみられないが、いずれも収奪単位として掌握されており、当時の村落は門||屋敷体制のもとにおかれていたといえる。

この「検地帳」をもとに、大牟礼門に所属し作人と位置付けられている人物とその名請高、および大牟礼門以外の名請状況をまとめたものが第1表である。

「検地帳」にみえる名請人は、名請地最大の①喜右衛門の田二町二反六畝二〇歩・畠五反一〇歩の田畠計二町七反七畝歩から、畠一畝一五歩のみの⑬百次郎に至るまで一八人を数える。このうち大牟礼門のみに名請地を有する者は、①喜右衛門と⑥善作・⑩善助・⑪太左衛門・⑮金右衛門・⑯源右衛門・⑰十助・⑱百次郎の八人であり、残りは周辺の門・屋敷・浮免に名請地を有している。例えば②喜左衛門の場合、大牟礼門に田五反四畝一五歩・畠八畝一五歩の計六反三畝とは別に、楠原門に中畠六畝一五歩、中崎門に下田一反七畝一五歩、上口ヶ之門に下畠四反歩、坂本屋敷に上田二反九畝・下畠三畝、中崎屋敷に中田二反五歩、宮原弥時に下畠四畝一〇歩、それに浮免に上田一反五畝二〇歩・中田一反六畝の計三反一畝二〇歩を名請していることがわかる。

名証人	門屋敷	上々田		上田		中田		下田		下々田		田合計		上島		中島		下島		下々島		島合計		田島合計	
		散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石	散石
⑤藤七	松崎屋敷																								
	合計	22.00	23.20	49.10	29.20			124.20	7.00	5.15	0.2200	11.15	0.4600	2.00	0.8000	10.20	0.2133	3.00	0.0600	1.3633	32.05	12.15	136.25	18.7097	
	大牟礼門	4,1800	3,7866	6,4132	2,9666	5.00		17,3464	0.6300	0.6300	0.4600	2.00	0.4600	35.00	0.7000	0.2133	0.0600	3.00	0.0600	1.3633	37.00	12.15	58.616	7.620	
	秋山門		1,2000	3,5316		0.3500		5,0816			0.0800		0.0800	0.7000							0.7800	5.00	5.8616	59.15	
	上口夕野門			7,7350				7,7350								4.00						4.00	7.7350	4.00	
⑥善作	合計		7.15	86.20		5.00		99.05								0.0800	2.00	39.00	0.7800		5.00	7.00	4.00	0.0800	4.00
	大牟礼門		1,2000	11,2666		3.00		12,8166								0.0800	2.00	39.00	0.7800		5.00	7.00	4.00	0.0800	4.00
	大牟礼門		59.15	19.20		0.2100		82.05								0.0800	2.00	39.00	0.7800		5.00	7.00	4.00	0.0800	4.00
	大牟礼門		9,5200	2,5566				12,2866								0.0800	2.00	39.00	0.7800		5.00	7.00	4.00	0.0800	4.00
⑦藤右衛門	大牟礼門			14.20				14.20								2.00	0.0400	0.0500			0.0900	7.00	9.00	0.1300	8.2299
	井崎野門		8.00					8.00								0.0400	0.0400	2.00			0.0400	2.00	2.00	0.0400	4.00
	津留門		1,2800					1,2800								0.0400	0.0400	2.00			0.0400	2.00	2.00	0.0400	4.00
	宮原屋敷		28.00					28.00								0.0400	0.0400	2.00			0.0400	2.00	2.00	0.0400	4.00
⑧大石衛門	合計		36.00	14.20	4.10		55.00	4.10								2.00	7.00	7.00			9.00	4.10	0.4333	4.10	
	大牟礼門		5,7600	1,9066		0.4333	8,0999	4.10								2.00	0.0400	0.0900			0.1300	8.2299	9.00	0.1300	8.2299
	大牟礼門		13.00				13.00									2.00	0.0400	0.0900			0.1300	8.2299	9.00	0.1300	8.2299
	大牟礼門		2,0800				2,0800									0.0800	0.6400	0.6400			0.7200	2.8000	2.8000	0.7200	2.8000
⑨五郎兵衛	井崎野門			11.00				11.00														11.00	11.00	11.00	11.00
	津留屋敷			26.15				26.15														26.15	26.15	26.15	
	合計		13.00	37.15			50.15	26.15								2.00	0.0800	32.00			34.00	84.15	84.15	7.6750	
	大牟礼門		2,0800	4,8750			6,9550	2.00								0.0800	0.6400	2.00			2.00	11.20	11.20	7.6750	
⑩善助	井崎野門		9.00					9.00														9.00	9.00	9.00	
	秋山門		1,4400					1,4400														1,4400	1,4400	1,4400	
	合計		28.05	37.25	4.00		50.25	2.00								2.00					2.00	52.25	52.25	4.0616	
	大牟礼門		9.00	4,9182			6,7582	2.00								0.0400	0.0400	0.0400			0.0400	6,7982	6,7982	4.0616	
⑪大左衛門	大牟礼門		15.00	15.20			42.05	27.00								0.5400	5.00				5.00	37.25	37.25	5.00	
	大牟礼門		2,4000	2,0366			5,8666	5.00								0.1000	0.1000				0.1000	5,4883	5,4883	0.1000	
⑫十右衛門	大牟礼門		2.15	18.00			20.15	20.15														20.15	20.15	20.15	
	大牟礼門		0.4000	2,3400			2,7400	2,7400														2,7400	2,7400	2,7400	

第1表 慶長10年既肥藩領中郡湯上村大牟礼門および他門・屋敷の土地名請状況

名請人	門屋敷	上々田		上田		中田		下田		下々田		田合計		上島		中島		下島		下々島		島合計		田島合計		
		畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	
①喜右衛門	大牟礼門	41.15	48.25	90.10	11.7432	46.000		226.20	9.00	0.5400		41.10	0.8266	3.15	0.0700					50.10	1.3666	277.00	32.6614			
	大牟礼門	38.00		16.15				54.15	*5.00	0.4500										8.15	0.5200	63.00	9.8850			
	楠原門	7.2200		2.1450				9.3650												6.15	0.2600	6.15	6.15			
	中崎門					17.15		17.15												0.2600		0.2600	17.15			
	上口ノ野門					1.7500		1.7500														4.00	4.00			
	坂本屋敷		29.00					29.00													0.0800	0.0800	4.00	0.0800		
	中崎屋敷		4.6400					4.6400													3.00	0.6000	3.00	4.7000		
	宮原屋敷							20.05													0.6000		20.05	20.05		
	浮免		15.20		16.00			31.20													4.10	0.0866	4.10	4.10		
	合計	38.00	2.5066	44.20	0.2080	17.15		2.7146	5.00	6.15	14.25		0.2966	9.15	10.00					26.10	1.0066	179.05	22.0978			
大牟礼門	7.2200	7.1466	8.15	4.9746	1.7500		21.0912	0.4500	0.2600	0.2966		9.15	0.1900	10.00					9.15	0.1900	18.00	1.5500				
分府門			43.25				43.25							10.00					10.00		53.25	7.1133				
楠原門			7.0133				7.0133							0.1000					0.1000		38.15	5.0050				
中西門							38.15													6.00	0.1200	6.00	6.00			
分府屋敷							50.10	*5.00	8.15	0.1700									13.15	0.6200	63.25	7.1633				
別府							6.5433	0.4500	7.00										7.00		7.00	7.00				
浮免									0.2800											3.10	0.2800	3.10	3.10			
合計		52.10		88.25			141.05	0.2333	7.00	18.00		16.00	0.2333	49.10					2.2333		190.15	21.4649				
大牟礼門	22.00	8.3733	11.5483	26.00	4.6000		19.9216	0.6833	2.8000	0.3600		0.2200	0.6833	16.20					1.5433	0.2200	19.9216	21.4649				
楠原門	4.1800	23.20	3.7866	26.00	12.00		83.20	6.00	6.00	10.20			0.2400	3.00					0.2400		100.10	12.9998				
中崎門														9.00						0.0600	3.00	3.00	3.00			
中崎屋敷														9.00						0.9000	8.20	9.00	9.00			
														23.10						0.9000	8.20	32.00	32.00			
														3.0333						0.8666		3.8999	3.8999			
④源兵衛																										

近世初期における日向国宮崎郡の「門」 — 延岡藩領宮崎郡細江村を対象に — (大賀郁夫)

なわち、潟上村の門・屋敷は延岡藩岩戸村や五カ所村の門(貢納単位)であり、かつ農業経営単位)とは異質のもの、貢納のための単位ではあるが農業経営単位ではなかったと考えられる。²⁶⁾ そうであれば、慶長期の飢肥藩潟上村の門・屋敷は、延岡藩臼杵郡の平野部の大門や、元禄期の高千穂郷の門に相当するとみてよいだろう。

以上、延岡藩領臼杵郡高千穂郷と飢肥藩領那珂郡の門について、先学の研究をもとに慶長期を中心に概観してきた。それでは同時期の宮崎郡の門はどのような様相を呈していたのだろうか。次章では延岡藩領宮崎郡細江村を対象に検討していきたい。

二 宮崎郡細江村の門

宮崎郡細江村(現宮崎市細江)は、鎌倉・室町時代は細江別府とよばれ、豊前国宇佐宮領の庄園であった。浮田庄周辺の荒野を開発して成立したという。長承年間(一一三二~三五)の目録では三三町一段であったが、建久凶田帳では二五町となっている。戦国期には島津・伊東両氏の攻防が展開するが、天正一六(一五八八)年八月四日付「日向国知行方目録」では細江三〇町とあり、高橋元種領となった。慶長一八(一六一三)年に高橋氏が改易されたあと、細江村は延岡藩有馬氏領となり、元禄五(一六九二)年に上知され幕領となる。正徳二(一七二二)年に再度延岡藩牧野氏領となるが、寛保二(一七四二)年幕領となり、延享四(一七四七)年に延岡藩内藤氏領となっている。その際に分郷され、村高八九二石余のうち九〇石余が延岡藩領、残りが幕領とされ相給のまま維新

を迎える。²⁷⁾ 正徳二年の「差出帳」によれば分郷前の村高は八九二石七斗八升二合五勺・反別七四七町三反九畝二七步、うち毛付高八三二石九斗六升五合・六八町四反三畝一四步半、田方七五一石四斗九升八合一勺・五五町六反二畝三歩半、皇方八〇石四斗六升六合九勺・一二町八反壹畝一一歩である。²⁸⁾ 田方は耕地面積では八一・二%、石高では九〇・三%を占める水田地域である。

さて、高橋元種が慶長一四年に領内検地を実施したことは、正徳二年二月二日付「日向国宮崎郡細江村差出帳」に「慶長十四年高橋右近太夫様御検地」とあり、また延享四年十月の「日向国宮崎郡細江村明細帳」にも「慶長十四年、高橋右近太夫様御検地之由承り伝候得共、御帳面無御座候」との記載から明白である。但し、今回紹介する「(表紙欠)慶長検地帳(仮)―以下「検地帳」と略記する」は当時のものである可能性が高く、明細帳に「御帳面無御座候」と明記するのは不明である。

以下、史料紹介を兼ねて、細江村に伝わる「検地帳」から、近世初期における宮崎郡の門の概要について検討してみたい。

(一) 門の記載方法

細江村に伝わる「検地帳」は、縦三〇・八サ×横二三・二サの冊子であるが、丁(枚)数は一三一枚で一部を除いてバラバラの状態にある。そこに記載されているのは一二の門と一つの浮免である。門名が確認できるのは、椎屋形門・黒にた門・鐘権現(門)・正法寺門・小菌ノ門・大畑門・白木ノ門・野辺ノ門・徳泉門・八幡領門の一〇門と浮免一つであり、残り二門は田畠合計か、田もし

近世初期における日向国宮崎郡の「門」 — 延岡藩領宮崎郡細江村を対象に — (大賀郁夫)

名請人	門屋敷		上々田		上田		中田		下田		下々田		田合計		上畠		中畠		下畠		下々畠		畠合計		田畠合計			
	門	屋敷	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石	畝/石	石		
井崎野門			畝/石	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05
秋山門			畝/石	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05	1.7166	6.00	7.05
⑬五郎左衛門	大牽礼門	浮免	畝/石	20.05	2.6216	20.05	20.05	2.6216	20.05	2.6216	20.05	2.6216	20.05	2.6216	20.05	2.6216	2.00	0.0800	4.00	0.0800	2.15	0.0250	8.15	0.1850	28.20	2.8066		
																											畝/石	石
⑭番兵衛	大牽礼門	浮免	畝/石	5.00	0.8000	5.00	5.00	0.8000	5.00	0.8000	5.00	0.8000	5.00	0.8000	5.00	0.8000	29.00	0.5800	39.00	0.5800	2.15	0.0250	8.15	0.1850	28.20	2.8066		
																											畝/石	石
⑮金右衛門	大牽礼門	浮免	畝/石	5.00	0.8000	5.00	5.00	0.8000	5.00	0.8000	5.00	0.8000	5.00	0.8000	5.00	0.8000	29.00	0.5800	39.00	0.5800	2.15	0.0250	8.15	0.1850	28.20	2.8066		
																											畝/石	石
⑯源右衛門	大牽礼門	浮免	畝/石	6.00	0.9600	6.00	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	3.00	0.0600	5.00	0.0600	2.15	0.0250	8.15	0.1850	28.20	2.8066		
																											畝/石	石
⑰十助	大牽礼門	浮免	畝/石	6.00	0.9600	6.00	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	3.00	0.0600	5.00	0.0600	2.15	0.0250	8.15	0.1850	28.20	2.8066		
																											畝/石	石
⑱百次郎	大牽礼門	浮免	畝/石	6.00	0.9600	6.00	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	6.00	0.9600	3.00	0.0600	5.00	0.0600	2.15	0.0250	8.15	0.1850	28.20	2.8066		
																											畝/石	石
總	計		畝/石	118.00	54.4264	537.10	136.05	14.6165	8.00	0.5600	1144.10	160.0034	31.00	2.4199	31.00	1.2400	249.00	4.9798	0.5150	40.15	0.0150	351.15	9.1547	1495.25	169.1581			
																										畝/石	石	畝/石

(注) 慶長10年「日向國那珂郡之内儀肥殖上村御領地帳写」(宮崎県立図書館所蔵秋月文書『宮崎県史 史料編正世4』宮崎県、1995年)より作成。
上段は畝敷、下段は石高を表す。* 屋敷。田・畠・田畠合計は計算上の数字。

自門以外にも名請地を有するという傾向は、他の門でも確認できる。例えば名請人である嶋之助は和田門に屋敷地二畝歩を持ち、和田門に六筆一町七反九畝二五歩のほかに中崎門に上田一反七畝五歩を名請けしている。また神職と思われる因幡は、浮免に屋敷地二畝歩を持ち、大明神領に九筆九反一畝一〇歩、楠原門に中

畠一筆七畝二五歩、浮免に二筆二反一畝一〇歩を名請けしている。
 鴻上村の場合、延岡藩臼杵郡高千穂郷でみられたような、門の居屋敷名請人がその門田畠をすべて名請けするのではなく、他門の田畠を名請けしたりする入り組みが激しい様相を呈している。す



宮崎郡細江村
(現宮崎市細江)

第2表 細江村門別田畠名請人表

名請人	上々田	上田	中田	下田	下々田	永荒	田合計	上畠	中畠	下畠	山畠	永荒	畠合計	田畠合計
鐘樋頭門														
佐渡	40.00	34.00	40.00		6.24		120.24		12.17	4.18	0.20		17.25	138.19
源次郎		23.14	18.10		10.00		51.24			4.25	1.00		4.25	56.19
久次郎		11.10	23.13	2.00	5.10		43.03				1.00		1.00	43.03
九郎左衛門		10.20	6.12	17.00			34.02			6.26	7.08		7.08	41.10
藤入左衛門			14.20	4.00			18.20			2.00			2.00	27.16
千右衛門					21.26		21.26							21.26
市右衛門		8.12	5.10				13.22			6.16			6.16	20.08
(無記名)						8.01	8.01					4.20	4.20	12.21
次郎左衛門		4.24	7.06				12.00							12.00
新三郎		6.00	5.25				11.25							11.25
正彌					9.10		9.10							9.10
弥二郎								8.24						8.24
又三郎									1.00	5.24			6.24	8.24
対馬					0.27		0.27			4.05			4.05	5.02
新左衛門										5.00			5.00	5.00
市之丞				4.20			4.20			2.10	0.26		3.06	4.20
民部左衛門					0.28		0.28						0.28	4.04
平右衛門				2.24			2.24							2.24
清ノ介										2.12			2.12	2.12
弥七											1.00		1.00	1.00
清藏											1.00		1.00	1.00
弥七郎											1.00		1.00	1.00
門合計	40.00	99.05	121.07	30.14	55.05	8.01	354.02	8.24	12.28	31.05	26.29	4.20	84.06	438.08
八幡領門														
源三郎		34.00	19.24		13.00		66.24						15.14	66.24
忠右衛門			10.00		1.10		11.10	7.14		8.00			26.24	26.24
十郎左衛門				16.15			16.15			1.00			1.00	16.15
新三郎			7.28		7.11		13.09							16.09
助次郎		6.12		7.05			13.17							13.17
新左衛門			13.00				13.00							13.00
市右衛門	9.00						9.00			2.10			2.10	11.10
藤右衛門	7.10					2.12	9.22							9.22
弥三郎			8.00				8.00							8.00
互四左衛門								3.22					3.00	6.22
互三左衛門			5.00				5.00							5.00
又三郎				4.24			4.24							4.24
七郎兵衛											4.00		4.00	4.00
善左衛門					3.06		3.06							3.06
助作				3.14			3.14							3.14
平右衛門	2.05						2.05							2.05
四郎兵衛											0.20		0.20	0.20
門合計	18.15	40.12	63.28	39.09	17.16	2.12	182.02	11.06	0.00	11.10	7.20	0.00	30.06	212.08

上畠	壹段拾貳歩	分米
中畠	三畝六歩	分米
下畠	四段八畝拾八歩	分米
山畠	三畝	分米
永荒	九畝	分米
畠方	合七段四畝六歩	分米
田畠合老町	九段七畝廿七歩	分米合

門単位に、まず田方の所在・等級・豎横間数・面積・名請人の順で、田方の合計のあと畠方も同様の順で記載がなされ、最後に田畠合計となっている。名請人には「身分」と思われる「百姓」や「なこ」が記されている者もいる。なお分米の記載はない。

これを前掲の慶長一四年「岩戸竿帳」の記載と比べてみると、記載方法は全て一致する。正徳・延享期の「村明細帳」では慶長期の検地帳がないとしているが、記載方法をみる限りではこの「検地帳」が当時のものである可能性が高いといえよう。

(二) 門の名請状況

「検地帳」で確認できる門のうち、その名請状況が伺えるのは、椎屋形門・八幡領門・正法寺門・鐘権現(門)の四門のみであり、田方だけが黒にた門・野辺ノ門の二門である。残りは門名が不明で田畠合計のある四門と、田方か畠方のいずれか一方の合計のみが二門ずつある。これらを表にまとめたものが第2表である。

まず門高をみると、某門1の一町二反五反七畝二歩や鐘権現門の四町三反八畝八歩などの大門がある一方、正法寺門の一町三反九畝二歩や椎屋形門の一町九反七畝二七歩などの小門もあり、門高の差が激しい。田畠合計がわかる八門の平均門田畠は四町四畝歩余である。

次に門ごとの名請状況を見ると、椎屋形門の源介のように一門内に屋敷を有し、他の名請人を圧倒して名請している門と、正法寺門や八幡領門のようにそれほど突出した名請高の者がいない門に分けられる。椎屋形門の場合、源介のみが一反二歩の屋敷を持ち、中田・下田・下々田の計六反五畝二九歩を名請している。源介は同門の「竿引」であり、肩書きに「百姓」を付されていることから、「なこ」と付された藤四郎・与三右衛門たちを従属させていたことを推測させる。

これに対して正法寺門では、唯一屋敷を持つ二右衛門は畠方では他の名請人を圧倒するが、田方では次右衛門の方が名請高は大きい。

また、八幡領門では忠右衛門・与四右衛門の二人が屋敷を有しているが、その名請高は小さく、特に与四右衛門は屋敷のほかは名

第3表 対馬の名請田畠

門名	字名	田畠等級	縦×横	地積
			間	畝
鐘権現門	尾まかり	下々田	3×9	0.27
小齒之門	尾まかり	山畠	5×25	4.05
正法寺門	平たひやけ	下々田	10×10	3.10
—	長みとり	下々田	12×35	14.00
—	やき田	上田	10×10	3.10
—	いもこたけ	中田	10×35	11.20
—	口ノさこ	中田	18×12	7.06
—	—	屋敷	6×20	4.00
—	いもこたけ	下田	10×12	4.00
—	雨溝こし	下田	7×31	7.07
—	はずかいけ	下畠	10×15	5.00
—	平田ひやけ	下畠	9×23	6.27
—	西の迫二所合	山畠	3×10	1.00
—	松か迫の口	山畠	3×40	4.00
—	松か迫二所合	山畠	3×10	1.00
合計		—	—	77.22

(註)「(仮)細江村検地帳」(細江公民館文書2-15)より作成。
数字は史料上の数字。

請する田はなく山畠三畝のみとなっている。上田・中田・下々田の計六反六畝二四歩を名請する源二郎など、与四右衛門を超える名請高の者たちが多数みられ、椎屋形門のような従属関係は弱かったと考えられる。

もっとも、門の耕地が門構成員だけによって名請されていたわけではない。例えば名請人「対馬」は、第3表に示すように、某門に屋敷四畝を持ち、鐘権現門に下々田二七歩と山畠四畝五歩、小齒

第4表 佐渡の名請田畠

門名	字名	田畠等級	縦×横	地積
			間	畝
鐘権現門	宮田ノ迫	上々田	30×40	40.00
鐘権現門	宮田ノ迫中ノ刈	上田	30×34	34.00
鐘権現門	宮田ノ迫下ノ刈	中田	30×40	40.00
鐘権現門	細江田	下々田	6×34	6.24
鐘権現門	大宮タたしろやしき	中畠	14×27	12.17
鐘権現門	急ほしかた	下畠	6×23	4.18
鐘権現門	九日てん南本	山畠	—	0.20
徳泉門	たる宮たひやけ	下々田	6×19	3.24
小齒門	古宮田	下畠	4×14	1.26
—	くし瓦	中田	6×20	4.00
—	いでノ田	下田	4×20	2.20
—	だうのまへ	下田	6×10	2.00
—	ふる宮たミそかへ	下田	2×35	2.10
—	だうの前ひやけ	下々田	12×27	10.24
—	だうの前ひやけ	下々田	10×12	4.00
—	ほそへた	下々田	8.5×30	8.15
—	堂のまへ	下畠	10×12	4.00
—	辻の後	下畠	5×10	1.20
—	ほそへたなこ	下畠	13×16	6.28
—	口し瓦	山畠	4×12	1.18
—	たか水廻	山畠	5×5	0.25
合計		—	—	193.19

(註)「(仮)細江村検地帳」(細江公民館文書2-15)より作成。
数字は史料上の数字

之門に下々田三畝一〇歩、正法寺門に下々田一反四畝歩、外に門名は不明であるが上田一筆三畝一〇歩、中田二筆一反八畝二六歩、下田二筆一反一畝七歩、下畠二筆一反一畝二四歩、山畠三筆六畝歩の計一五筆・七反七畝二二歩を名請している。また名請人「佐渡」も第4表に示すように、鐘権現門のほか徳泉門に下々田三畝二四歩、小齒之門に下畠一畝二六歩、門名が不明であるが中田一筆四畝歩、下田三筆七畝歩、下々田三筆二反三畝九歩、下畠三筆一反二畝

近世初期における日向国宮崎郡の「門」 — 延岡藩領宮崎郡細江村を対象に — (大賀郁夫)

名請人	上々田	上田	中田	下田	下々田	永荒	田合計	上畠	中畠	下畠	山畠	永荒	畠合計	田畠合計
推置形門														
源介	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
藤四郎			20.04	37.22	8.03	1.10	65.29	10.12		*48.18			59.00	124.29
藤兵衛				7.06	12.16		19.22						3.06	19.22
与三左衛門				10.20			7.00		*3.06				3.06	12.00
与三右衛門				7.00			8.00						8.00	10.06
与三右衛門							5.00						5.00	8.00
又三郎													3.00	5.00
(無記名)													3.00	3.00
門合計	0.00	0.00	20.04	62.18	33.19	6.00	6.00	7.10	3.06	48.18	3.00	9.00	74.06	197.27
正法寺門														
与三右衛門				5.00	17.16		22.16		3.20	4.20	18.24		27.04	49.20
次右衛門	15.14	8.05		7.00	12.04		42.23						1.10	42.23
対馬				3.06	14.00		14.00			3.00			3.00	14.00
正龍	7.06			3.06	8.02		10.12						3.00	13.12
千七					8.02		6.16							8.02
弥吉				6.16			6.16						3.00	6.16
藤右衛門										3.00			3.00	3.00
藤右衛門											1.00		1.00	2.00
物介											1.10		2.10	2.10
門合計	22.20	8.05	0.00	21.22	51.22	0.00	104.09	3.20	0.00	10.20	21.04	0.00	35.14	139.23
黒にた門														
源介				5.06	15.04		20.10							
藤四郎				8.00			8.00							
与三右衛門					2.03		2.03							
門合計	0.00	0.00	0.00	13.06	17.07	0.00	30.13							
野辺之門														
彦右衛門	71.12	26.20	80.04	7.24	17.21		203.21							
弥藏			13.28		10.00		23.28							
弥吉		9.16			7.14		17.00							
与三右衛門				13.00			13.00							
越前由				5.18			4.24							
新右衛門					4.24		268.07							
門合計	71.12	36.06	107.08	13.12	39.29		94.04	13.15		66.28	178.00	11.00	364.07	1257.23
不明(東門1)	39.15	125.15	90.27	245.03	350.20	41.26	893.16	19.09		8.24	9.20	1.00	38.23	367.13
不明(東門2)		23.06	70.03	97.05	93.26	44.10	328.20	9.00			10.10	2.00	36.10	341.29
不明(東門3)	10.12	74.00	92.20	87.26	24.04	15.20	304.22	15.00			3.00		18.14	281.14
不明(東門4)					37.26	1.02	265.00	13.10						
不明(東門5)					16.00		314.29							
不明(東門6)				51.00	70.21	10.10	275.27							
不明(東門7)				100.08				10.00		1.00			11.00	
不明(東門8)								9.05		10.00			*31.20	

(註) 「(仮) 細江村検地帳」(細江公民館文書2-15)より作成。*中畠は藤四郎・与三右衛門、下畠は藤四郎・源介の共作。黒にた門・野辺之門は田地のみ判明。
なお田合計・畠合計・田畠合計は計算上の数字、門合計は史料上の数字。□□は虫損。数字は一致しない。

②浮免屋敷畠地

浮免屋敷畠地

平た修永寺分	竿引助左衛門
一永荒 五間	彦十作
廿間	分米
山の神ノ上	助左衛門作
一永荒 三間	助太郎
三十間	分米
堂の下	忠右衛門作
一山畠 三間	分米
十間	三畝
大谷	藤右衛門作
一山畠 六間	分米
十五間	三畝
同所	与四右衛門ニなす
一山畠 三間	同作
十間	与四右衛門ニなす
	与四右衛門ニなす
	(以下、略)

①浮免田地・②浮免屋敷畠地ともに記載形式は門の場合と同じである。耕作地の所在・等級・堅横間数・面積・名請(作)人の順で記され、おそらく田畠それぞれの合計、最後に田畠合計となっていると思われる。なお分米の記載はない。田方では下田・下々田および永荒が中心で、畠方でも山畠や永荒が多いのが特徴である。詳細は後証を俟ちたい。

むすびにかえて

中世以来南九州に広く分布した農業経営体としての門は、近世に入ると各藩の領主権力差や地域生産力差、および開発に基づく発展差などに規定されながら独自の展開をみせる。薩摩藩領では慶長内検(一六一一〜二二年)、寛永内検(一六三三〜三四年)、万治内検(一六五七〜五九年)、享保内検(一七二二〜二七年)と四回の領内総検地を経て、領内のすべての百姓を門に編成し、藩は強権力を背景に門が保有する田畠の割替えと門百姓の所属配置替えを強行するなど、門を通して百姓を支配するという独自の門割制度を創出する^⑧。薩摩藩の支藩である佐土原藩でも門が農村の年貢夫役負担の基本単位であったが、門高と家部数を均等化して門の構成員を入れ替えることで経営能力を高めるといった操作的な門ではなかった。門の筆頭人(門頭)はほぼ世襲であり、門内部では構成員の経営能力に差が生じ、中期以降門内部の変容が激しくなっていく。特に給地では領主と百姓の関係は固定化しており、領主の給地に対する利権強は逆に藩の給地掌握の弱さを物語る。門を農村支配の基本単位として再編成しようと宗藩の出役を仰いで安政検地が実施されるが、給地門は除外されている^⑨。飢肥藩でも門を貢納単位とし、収奪のための基礎単位として農村構造に位置付けた^⑩。寛永一五(一六三八)年十二月二十三日付「橋之口村之内釘野門知行高名寄帳」には、郡善兵衛の知行三〇石が釘野門二三石余を主に下赤門・篠か野門・下藪門および浮免から構成されているが、藩が門の均等化を図ったものではなく、知行表示の石高であ

一八歩、山畠二筆二畝一三歩を名請している。もはや門が完結した経営体ではなく、かなり広範囲に亘る門耕作地の入り組みがみられるのである。臼杵郡高千穂郷の「岩戸竿帳」にみられたように、原則的には家父長制的構造を持つ一つないし二つ以上の経営体が、それぞれの門の基本単位であった状況というより、むしろ元禄期に門が組に再編成された状況に近いと考えられる。

今までみてきた各郡の門の変容をまとめると、門単位に名請地が完結している慶長期臼杵郡高千穂郷五カ所村から、大半が門単位でありながら一部に他門の耕地入り組みがみられた同期同郷岩戸村のようになる。続いて、門を超えて耕地の入り組みが激しくなり経営体としての門の性格を喪失し、耕地の所在を示す行政村の性格を示すようになる元禄期の同郷五カ所・岩戸村へと変容していく。そのなかで臼杵郡平野部や宮崎郡の門は、慶長期の時点ですでに門単位で完結する経営体としての姿を喪失しており、広範な耕地の入り組みをみせる行政村としての性格が強くなっていたのである。

(三) 浮免の記載方法

浮免は「門から浮いた土地」⁽³⁶⁾を指し、薩摩藩では郷土を対象とする自作用の土地で、藩からの公的知行であり、門地よりも遙かに低い貢租が特徴であった。⁽³⁴⁾日向諸藩でも佐土原藩や飢肥藩・高鍋藩では浮免の存在が明らかになっているが、⁽³⁵⁾行政村の性格が強まる延岡藩ではまだ確認されていない。再生産の危ぶまれる門・屋敷が解体され、一部は他の完全門・屋敷に付けられ、残りは浮免とな

る薩摩藩の門とは異なり、慶長期の臼杵郡高千穂郷では、三反余歩ほどでも門として把握されている。⁽³⁷⁾ところが「細江村検地帳」には「浮免」と「浮免屋敷島地」が確認できる。残念ながらどちらも後欠であるため復元は困難であるが、ここでは記載方法を紹介するだけに留めたい。

① 浮免田地

浮免	田地	竿引平右衛門
はすか池ノ前 四間	壱畝廿六歩	彦五郎作
一下田 拾四間	分米	
いなり田 廿六間	同	千右衛門
一下々田 廿間	壱段七畝拾歩	
同所	分米	
一永荒 十六間	同	
廿六間	壱段三畝廿六歩	
かりねひら田 八間	分米	
ひやけ	同	
一下々田 六十間	壱段六畝	与四右衛門作
分米	同	
しゆ永寺分 八間	平田ひやけ	
同	同	
一下々田 八間	式畝四歩	彦右衛門作
分米	分米	

(以下、略)

- 本文化協会 一九七六年)。
- (8) 桑波田興「南九州と門」(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』西日本文化協会 一九七六年)。
- (9) 末永和孝「近世初期における飢肥藩の農村構造」(宮崎県教育研修センター『研究紀要』第四十四号 一九七五年、のち藤野保編『九州近世史研究叢書第七巻』国書刊行会 一九八四年所収)。
- (10) 前掲註(3) 高島論文。
- (11) 二宮哲雄「同族組織の成立・発展および崩壊過程―封建制と同族制―」(『社会学評論』第8巻第4号 日本社会学会 一九五八年)。
- (12) このほか延岡藩に関しては拙稿「近世前期南九州地域における門の構造と展開―日向国臼杵郡高千穂郷を対象に―」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第10巻第1号 宮崎公立大学 二〇〇三年)がある。
- (13) 慶長十四年「岩戸芋帳」(高千穂町所蔵岩戸文書『宮崎県史料編近世1』宮崎県 一九九二年)。
- (14) 前掲註(12) 拙稿論文一〇頁。
- (15) 前掲註(3) 高島論文四八九頁。
- (16) 前掲註(11) 二宮論文四一頁。
- (17) 拙稿「延岡藩における門と高拾石割制について」(九州大学国史学研究室編『近世近代史論集』吉川弘文館 一九九〇年)。
- (18) 前掲註(12) 拙稿論文二三頁。
- (19) 前掲註(11) 二宮論文五一頁。
- (20) 前掲註(12) 拙稿論文一五頁。
- (21) 宮崎県立図書館蔵秋月文書(『宮崎県史料編近世4』宮崎県 一九九五年)。
- (22) 『宮崎県史通史編近世上』(宮崎県 二〇〇〇年)六二七頁。
- (23) 「潟上村」(『日本歴史地名大系第四六巻 宮崎県の地名』平凡社 一九九七年) 四三〇～三二頁。
- (24) 前掲註(9) 末永論文四八二頁。
- (25) 『宮崎県史通史編近世上』(宮崎県 二〇〇〇年)六二八頁。
- (26) 前掲註(9) 末永論文五〇〇頁。
- (27) 「細江村・細江別符」(『日本歴史地名大系第四六巻 宮崎県の地名』平凡社 一九九七年) 三八〇～八一頁。
- (28) 正徳二年「日向国宮崎郡細江村差出帳」(宮崎市細江公民館所蔵文書『宮崎県史料編近世3』宮崎県 一九九四年) 一三三～三五頁。
- (29) 宮崎市大字細江細江公民館所蔵文書(『宮崎県史料編近世3』宮崎県 一九九四年) 一三三頁。
- (30) 『右同』一四三頁。
- (31) 正徳二年十二月廿八日「日向国臼杵郡高智穂庄田原村指出帳」(佐藤家文書高千穂町コミュニティセンター寄託『宮崎県史料編近世3』一五七頁)には「慶長十四年十月廿一日高千尾田原村御検地帳」とあり、延享四年七月「臼杵郡七折村指出帳控写」(矢津田家文書高千穂町コミュニティセンター寄託『同』一七一頁)には「高千穂庄内七折村田畑

った⁽⁴¹⁾。藩では本田と配当田を割地の対象とし、五年または七年を一期として総割替えをおこなっている⁽⁴²⁾。高鍋藩の門は中世の門の形態が大きく変わらなずに残ったものと思われるが、元禄十六(一七〇三)年十月には百姓の耕作条件を均等にするために門地の割替え(田地割方)が実施されている⁽⁴³⁾。なお幕末に至るまで門を均等化した形跡はない⁽⁴⁴⁾。

これに対して延岡藩は近世初頭の門をどのように編成しようとしたのだろうか。延岡藩では領主有馬氏により寛永期以降領内開発が推進され、万治年間(一六五八〜六一)には内検が実施され、表高五万三〇〇〇石に対して七万六七〇六石七斗七升となっていた。打出高は諸県郡で七二・一%、臼杵郡五〇・五%、宮崎郡四七・六%、児湯郡四一・二%、高千穂郡七・一%に上る⁽⁴⁵⁾。藩ではこの増高をもとに、「十人組」を支配単位とする本百姓体制を確立させる一方で「高拾石割制」の導入を図り、臼杵郡では延宝年間(一六七三〜八〇)に「高拾石鬮帳」が作成されている。この「高拾石鬮帳」が給人に対する知行単位であり、その均等化を目指して広汎な土地割替えが強行されたと考えられる。なお「鬮帳」は有馬氏の転封後も新領主に引き継がれているが、特に化政期以降は鬮地の質入れが顕著であり、定期的な鬮割がされたかは不明である⁽⁴⁶⁾。

それでは細江村では、慶長期以降門はどのような変遷を辿るのであろうか。同村には後期〜幕末期に作成されたと思われる「鬮帳」が二冊残されており、例えば上々田一反二畝一六歩、上田一反六畝一二歩など三下田まで決められた畝数が全「鬮」に均等に割り当てられていることが分かる⁽⁴⁷⁾。これらの分析は稿を改めて行う

が、宮崎郡で「鬮帳」が作成され、土地割換えが実施されていたことを予想させる。万治内検ののち宮崎郡でも「高拾石鬮割」が実施されたのか、実施されたとすればそれがどのような条件のもとで、何を契機に「鬮帳」が作成され、土地割換えの実施に繋がっていくのか。残された課題は大きい。

註

- (1) 『宮崎県史通史編中世』(宮崎県一九九八年)四三八〜三九頁。
- (2) 桑波田興「南九州と門」(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』西日本文化協会一九七六年)二五頁。
- (3) 高島緑雄「延岡藩臼杵郡の村落と門」(明治大学内藤家文書研究会編『譜代藩の研究』八木書店一九七二年)四九二頁。
- (4) 日高次吉「佐土原藩門割制度について」(『経済史研究』第三卷一九三五年)、同「佐土原藩門割制度再考」(『経済史研究』第十四卷一九三五年)。
- (5) 石川恒太郎「日向の門について」(『豊日史学』第三十六卷一九六八年)。
- (6) 高倉又二「藩制下日向農村階層構造の分析—幕末期佐土原藩農村変容の問題」(『宮崎大学教育研究』宮崎大学一九五六年)。
- (7) 末永和孝「佐土原藩の農村構造についての一考察—安政検地を中心として—」(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』西日

御検地帳 年号月日 慶長十四年十二月十九日 書無御座候」とある。

- (32) 前掲註(3) 高島論文四八八頁。
- (33) 『宮崎県史 通史編近世下』(宮崎県 二〇〇〇年)一一二頁。
- (34) 安藤保「近世薩摩藩の浮免について」(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』御茶の水書房 一九七〇年)七五頁。
- (35) 前掲註(7)(9) 末永各論文など。
- (36) 前掲註(34) 安藤論文七九頁。
- (37) 前掲註(12) 拙稿論文第1表七〜一〇頁参照。
- (38) 『宮崎県史 通史編近世下』(宮崎県 二〇〇〇年)二九四〜九五頁。
- (39) 『右同』九九頁。
- (40) 前掲註(9) 末永論文五〇九頁。
- (41) 『宮崎県史 通史編近世上』(宮崎県 二〇〇〇年)六三〇〜三一頁。
- (42) 上田強『日向経済史考』(資山書房 一九六九年)一三三頁。
- (43) 『宮崎県史 通史編近世上』(宮崎県 二〇〇〇年)四八六頁。
- (44) 『右同』四八九頁。
- (45) 万治四年二月二十二日写「延岡藩村高・内検高覚」(『宮崎県史 史料編近世1』中城家文書 宮崎県 一九九一年)。
- (46) 前掲註(17) 拙稿論文。
- (47) 年不詳「(仮)細江村鬮帳」(宮崎市細江地区区有文書整理番号2-11)。

付記

本稿は平成二十五年度宮崎学術研究振興事業研究課題「宮崎郡地域の史的研究—宮崎市細江地区区有文書の総合研究—」の研究成果の一部である。細江地区区有文書の借用に関しては、細江地区公民館長を始めとする地域の方々のご理解とご協力をいただきました。また史料の整理・撮影には関係諸氏および宮崎公立大学学生に尽力いただきました。末尾ながら厚く御礼申し上げます。

近世初期における日向国宮崎郡の「門」— 延岡藩領宮崎郡細江村を対象に — (大賀郁夫)